

介護予防認知症対応型通所介護（介護予防認知症型デイサービス）

重要事項説明書

あなたに対する認知症対応型通所介護サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第96条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	デイサービスセンター丸子の里
提供サービス種別	介護予防認知症対応型通所介護 ※予防認知症型
事業所の所在地	静岡県静岡市駿河区丸子3000番地の1
管理者名	渡邊 健太
電話番号	054-270-3776
ファクシミリ番号	054-257-5308

2 ご利用事業所であわせて実施する事業

介護保険法令に基づき静岡市から指定を受けている事業所名称	各事業所につき介護保険法令に基づき静岡市から指定を受けている居宅介護サービスの種類
デイサービスセンター丸子の里	通所介護相当サービス 通所介護 認知症対応型通所介護
丸子の里ホームヘルプサービス	訪問介護
訪問看護ステーション丸子の里	(介護予防)訪問看護
丸子の里ショートステイ	(介護予防)短期入所生活介護
特別養護老人ホーム丸子の里	介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム丸子の里わかば	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
丸子の里居宅介護支援事業所	居宅介護支援
ケアマネージメントステーション丸子の里	居宅介護支援・みずほ事業所
カーム安西ケアサポートセンター	居宅介護支援・安西事業所
丸子の里 和るつ	小規模多機能ホーム
フィットネスデイ丸子の里りはら	通所介護相当サービス 通所介護
城東ケアプランセンター	居宅介護支援
城東 和かな	通所介護相当サービス 通所介護
城東 和かな 西草深	通所介護相当サービス 通所介護
城東小規模多機能ホーム みのり	小規模多機能ホーム
小規模多機能ホーム丸子の里和はは	小規模多機能ホーム
デイサービスセンター丸子の里ほん若	通所介護相当サービス 通所介護

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態の高齢者に対し、適正な介護予防認知症対応型通所介護を提供する。
運営の方針	ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援や世話及び機能訓練を行う。介護予防認知症対応型通所介護においては利用者の孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

4 ご利用事業所の設備の概要

定員	30名（認知症対応型通所介護との合算とする）		
食堂及び機能訓練室	1室 118.94 m ²	送迎車両	4台
浴室	一般浴槽とリフト浴槽があります。		

5 営業時間

営業日	年中無休。1月1日から1月3日を除く。
利用時間帯	午前9：10から午後4：20 但し、利用者より時間延長の希望等、延長の必要性があった場合にはこの限りでない。
事業所の営業時間	午前8：00～午後6：00

6 ご利用事業所の職員体制

従業者の職種	員数	勤務の体制	業務内容
管理者	1人	常勤兼務 1名	職員等の管理及び業務の管理。
生活相談員	4人	常勤兼務 4名	御利用者及び御家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、各機関との連携において必要な役割を果たす。
看護職員	3人	非常勤兼務 3名	健康チェック等を行い御利用者の健康状態を的確に把握するとともに、必要な処置を行う。
介護職員	13人	常勤兼務 3名 非常勤兼務 10名	御利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。
理学療法士 機能訓練指導員	1人 3人	常勤 1名 非常勤兼務 3名	利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練を行う。
運転手	9人	非常勤 9名	専用車両による送迎及び、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の介助を行う。

7 サービスの概要

①機能訓練・アクティビティサービス

ご利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練並びに集団体操・レクリエーション・各種行事など、利用者の心身の活性化・安定化を図るサービスを提供する。

②食 事

管理栄養士による管理のもと、御利用者に適正な食事の提供を行う。
また、食事準備・後片付け・食事摂取の介助やその他必要な食事の介助を行う。

③入 浴

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
また、衣類着脱や身体の清拭・洗髪・洗身、その他必要な介助を行う。

④送 迎

障害の程度又は地理的条件等により送迎を必要とすることをご利用者については、専用車輦により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車輦への昇降及び移動の介助を行う。

⑤生活相談

ご利用者及びそのご家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

8 第三者評価の実施について

介護サービス情報公表システムにおいて情報提供している為、現在は執り行っておりません。

9 個人情報の取り扱いについて

必要に応じ、診療情報提供書・医師意見書等を提出して頂く場合があります。
その際は居宅サービス契約書に準じ、個人情報を保護致します。

10 長期欠席の取り扱い

長期の欠席(2ヶ月)については再開の際、曜日の変更や待機利用等の対応をとらせていただく場合もありますので、御了承下さい。

11 苦情申立窓口

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間	平日	午前9時～午後5時
		土日	午前9時～午後5時
	ご利用方法	電話	054-270-3776
		面接	静岡市駿河区丸子3000番地の1 丸子の里内
静岡市介護保険課 事業者指導 第1係	ご利用時間	平日	午前9時～午後5時
	ご利用方法	電話	054-221-1088
		面接	静岡市役所介護保険課
静岡県国民健康保険 団体連合会介護保険課	ご利用時間	平日	午前9時～午後5時
	ご利用方法	電話	054-253-5590

1 2 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、ご利用者の体調の変化等があった場合は事前の打ち合わせに基づき、主治医・救急隊・ご家族・居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

1 3 非常災害時の対策

非常時の対応	・別途定める「特別養護老人ホーム丸子の里 消防計画」にのっとり対応致します。
消防計画等	・消防署への届出日：令和7年11月1日 ・防火管理責任者：八木 和真
気象警報発令時	・静岡市南部に「暴風雨警報」などが発令された場合、業務縮小、営業中止になる場合があります。その際には、事前にお知らせいたします。

1 4 お客様・家族への継続的な支援の為の取り組み

1. 利用者の人権擁護・虐待防止の為の対策を検討する担当者の設置・委員会の定期的開催・指針の作成。
2. 感染症や非常災害発生時において支援の提供を継続的に実施する為の計画、並びに非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画の策定と必要な研修・訓練の実施。
3. 感染症が発生し又はまん延しないような対策を検討する委員会の設置、及び対策を検討する会議の開催。並びに事業所内における感染症の予防及びまん延防止の為の指針の整備と研修・訓練の実施。

1 5 実習生・ボランティアの受け入れについて

当施設では、実習生及びボランティアを受け入れております。利用者等の個人情報等守秘義務については、十分に配慮しております。受け入れについてのご理解ご協力をお願いします。

1 6 料 金

①介護保険内1割負担分(1日単位)

※自己1割負担額は、目安です。

段階	基本単位	入浴加算 I	入浴加算 II ※2	機能訓練加算 I ※3	機能訓練加算 II ※3	科学的介護 推進体制加算 I ※4	サービス提供 体制加算 I 1	合計単位数
要支援 I	771	40	55	27	20 (月額)	40 (月額)	22	860
要支援 II	862							951

※1 以上、対象となる合計単位数に介護職員処遇改善加算(I)18.1%及び、地域単価(地域区分6級地)1単位あたり10,330円の自己負担1割分がかかります。

※2 ご自宅での入浴されることを目的とされご自宅の入浴環境に近い状況にて入浴介助を行う場合は入浴介助加算II(55単位)を請求します。その場合、入浴介助加算I(40単位)は請求しません。

- ※3 個別機能訓練加算は、専従の看護師等が不在、或いは日常生活活動訓練を実施しなかった場合、加算はいただきません。個別機能訓練加算Ⅱは個別機能訓練計画書を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けることを要件とし請求させていただきます。
- ※4 科学的介護推進体制加算は日常生活動作等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けることを要件とし請求させていただきます。
- ※5 送迎代は基本単位に含まれていますが、ご家族等が送迎を行って頂く場合には片道につき47単位を引かせていただきます。
- ※6 若年性認知症利用者受入加算の対象の方には60単位を加算させていただきます。
- ※7 介護負担割合証により、2割負担、3割負担となる方については、負担割合に応じた負担となります。

②介護保険適用外 利用毎利用料 *利用者の希望により提供

・食事代	1食あたり	¥680
・おやつ代	1日あたり	¥70
・コーヒー等飲み物代、写真代、 外部講師料、レク費等	1日あたり	¥50
・その他必要な費用		実 費

※ ケアプランに位置付けられた介護サービスであって、介護報酬支払限度額を超えたサービスを提供する場合（介護保険単位数を使い果たした上での利用料）は、超過単位数分に対してのみ「1割」もしくは「2割」「3割」負担ではなく、10割での計算となります。

※ 提供されたサービスの料金計算は、認定された介護保険証の介護度に基づいて行われます。そのため、介護保険証は切り替え毎にデイサービスにて確認させていただきます。介護保険の新規申請中及び、変更申請中等の理由で、その月の内に介護保険が市から届いていない場合は、届き次第請求書を作成させていただきます。

③お支払い方法

地方銀行(スルガ銀行を除く)・信用金庫・農協、漁協等（信用組合を除く）ゆうちょ銀行からの口座自動引き落としとさせていただきます。

【引き落とし日・毎月18日】

領収証の発行は、引落とし確認(毎月22日頃)以降となります。

尚、手続きは毎月初旬に一括して行われるため、最初の1ヶ月目のみ現金での徴収となりますので、御了承ください。

